

2010. 9. 17

文書番号 熱建建第 136 号		目次番号		
決裁区分	[Redacted]			区分
収受	平成 . .	保存年限	1 5 10 永	至 <input type="checkbox"/>
起案	平成 23 . 3 . 18	類 目	. .	急 <input type="checkbox"/>
決裁	平成 23 . 3 . 25			公印承認欄
施行	平成 23 . 3 . 25	付 記	. .	重 <input type="checkbox"/>
完結	平成 . .			
主 管	[Redacted]	建設部	先方の文書	
		建設課	. . 付	
合 議	[Redacted]	主 管	第 号	
			起案者	
あて先		発行		
[Redacted]		者名		
標 題				
[Redacted]による伊豆山赤井谷の土採取行為について				
〔照会 回答 通知 依頼 報告 復命 <u>締結</u> 申請 制定 指令 決定 (要請)〕				
<p>標題の件についての経緯については別紙のとおりであり、これまで任意の行政指導を行ってきたところであるが、効果・進展がないため、今後条例による措置を行うことを考え、県土地対策課と協議を行った。</p> <p>※隣接地等の開発行為（都市計画法）についても合わせて協議をした。内容については以下のとおり</p>				



出席者
県 土地対策課 [] 森林計画課 []
市 建設課 [] まちづくり課 []
市 まずは、任意の行政指導（文書）の送達を行い、リアクションが無い場合条例による措置をとりたいがどうか？
県 現状のなかで行為の停止（中止）のみで良いのか、防災措置までを求めるかにより違ってくると思うが。
市 当然両方を望んでいるが。
県 土採取条例のみによる措置では効果が弱いと思う。他の法令（例えば産廃関係等）と合わせた中で行っていくのが望ましいが。
市 他法により関係しているものはない。
県 市の条例をつくるのがことも効果的である。（条例 第14条以下） 沼津市、御殿場市等はある。 ※これについては早急に対応できない。
条例単独で措置する場合第7条の停止までとするか、第9条の措置命令まで行うかによって最終的な市の対応が変わってくる。（相手の出方次第）
命令措置 [] い相手方が対応をしない []、市による対応 [] となる [] だが。
市 土地の所有権が移転しているが、新所有者に対し土地管理の問題として話をすることはどうか。
県 構わないと思うが、土採取 [] 出者はあくまでも [] なので法的措置はとれない。 県との [] りは上記のとおり
上記協議の中で今後の方針として
1. 任意の指導文書を配達証明により発送
2. 1の結果次第の対応
ア 任意指導により改善ができる場合
○指導の下、防災措置、緑化等 → 土採取条第4条計画内容の変更届 → 土採取条第8条完了の届
イ 条例により措置を行う場合
○熱海市行政手続条例による不利益処分の手続き（弁明の機会の付与） → 土採取条による措置命令 ↓
ウ 上記以外として 文書による
○新所有者に対し状況の報告、対応のお願い等
●東部農林事務所及びまちづくり課と足並みを揃え3月中に文書の発送を行う予定。
※5文書発送 → [] (南発)は届かずに → 県へ相談 4/15の期限までに連絡がない場合、足並をそろえて対応



通信事務郵便

郵便はがき

4138550

熱海市役所
建設課



様



熱海市中央町

23.3.28 印

郵便物等配達証明書

受取人の氏名	[Redacted] 様
お問い合わせ番号	111-40-73561-6号
<p>上記の郵便物等は、23年3月28日に配達しましたので、これを証明します。</p>	
<p>郵便事業株式会社</p>	



熱 建 建 第 1 3 6 号
平成 2 3 年 3 月 2 5 日

様

熱 海 市 長 齊 藤 栄



静岡県土採取等規制条例に基づく土の採取等について（再要請）

平成 19 年 4 月 9 日付け熱建設第 208 号で受理した土の採取等については、変更届にある期日を大幅に超えており、現状についても届出による工法はとられておらず、付帯条件に記した災害防止措置もされておられません。

届出箇所については、逢初川の上流にあり土砂が発生すると水域の住民の生命と財産に危険を及ぼす可能性がありますので、今後の対応について下記期限までに協議を行いますよう要請いたします。

※協議期限 平成 2 3 年 4 月 1 5 日（金）

<参考>前回までの要請

- 平成 2 2 年 9 月 1 7 日 熱建建第 3 5 2 号 静岡県土採取等規制条例第 8 条第 1 項の届出について（要請）
- 平成 2 2 年 1 0 月 8 日 熱建建第 3 8 8 号 静岡県土採取等規制条例に基づく土の採取等について（土砂搬入の中止要請）

連絡先

熱海市建設部建設課

〒413-8550 熱海市中央町 1 番 1 号

電話

熱建建第 352号

平成 22 年 9 月 15 日

17

様

熱海市長 齊藤 栄

静岡県土採取等規制条例第 8 条第 1 項の届出について (要請)

平成 22 年 3 月 23 日付け熱建建第 105-2 号で受理しました「静岡県土採取等規則条例第 4 条第 1 項の規定による届出書」について土の採取等を行う期間が、平成 22 年 4 月 8 日～平成 22 年 7 月 8 日までとなっており、完成に向けて事務協議を行い、「8 月 10 日までに完成させ検査を受ける予定である。」とのことでしたが、完了届けが提出されておられません。

この土採取箇所は初逢川の上流にあたり、土砂崩壊が発生すると初逢川水域の住民の生命と財産に危険を及ぼす可能性があるため、土砂の搬入をしないよう要請します。また、完了届けを提出して検査を受けるよう要望します。

記

1. 土の採取等を行う場所の区域

熱海市伊豆山字赤井谷

2. 工事期間

平成 22 年 4 月 8 日～平成 22 年 7 月 8 日



熱建建第 388 号

平成 22 年 10 月 8 日

様

熱海市長 齊藤 栄

静岡県土採取等規制条例に基づく土の採取等について
(土砂搬入の中止要請)

平成 22 年 9 月 17 日付け熱建建第 352 号で発送した要請文において、伊豆山赤井谷で貴殿が静岡県土採取等規制条例により実施している工事に対し、工事期間が過ぎているので「工事中止」と「完成届けの提出」を要請しております。

しかしながら、要請を無視して残土の搬入が行なわれており、土砂崩壊が発生すると逢初川水域の住民の生命と財産に危険を及ぼす可能性があるため、即刻土砂の搬入中止を要請します。

記

1. 土の採取等を行う場所の区域

熱海市伊豆山字赤井谷

2. 工事期間

平成 22 年 4 月 8 日～平成 22 年 7 月 8 日